

## 8 訂補訂版に寄せて

本書が発刊された平成21年9月以来11年が経過した中で、相続税の実務に携わる多くの税務関係者の皆様にご支持をいただき、8訂版を改訂することとなりました。

改訂に当たっては、初版以来多くの皆様からいただいたアドバイス、要望、ご指摘等を踏まえて、全文見直しを行いました。

本書は、相続税の期限内申告までに必要な相続税の情報の収集、確認、財産の評価、遺産分割への対応、財産別及び取得者別相続税負担、申告書の作成、延納申請・物納までを図表を交えて解説したものです。

今回の改訂においては、遺族に理解してもらう項目の内容、申告のために必要な資料の内容、遺産分割の内容、相続税申告資料と必要書類の内容、法定評価及び評価通達の内容、相続税の課税の特例制度、申告書作成事例の全ての見直しを行いました。

税理士事務所にとって相続税の申告案件では、税務に精通しているとは言えない個人の皆様に難解な税務を理解してもらうことが重要なポイントとなります。そのためには、遺族の持つ素朴な疑問への分かりやすい説明が必要となり、遺族全員の理解を得ることに努めることが必要となります。

遺族にとって最大の関心は、相続財産の評価とその負担する相続税額がどのようになるかということです。そこで、本書では、各個別の財産の評価額とその対応税額を一覧で表示、説明できる計算書を掲載して遺族の遺産分割の一助となるよう用意しました。

以上、本書の狙い、使い方、特徴を示しました。読者の皆様には全体を通読していただくことも必要ですが、項目ごとに内容とその計算及び明細書等の記載を確認していただきたいと思います。

本書の利用により、遺族が納得する遺産分割に基づく相続税の申告までたどり着くことを期待しております。

令和2年11月

岩 下 忠 吾

## 目 次

### 第1章 相続税・贈与税の課税のあらまし

<b>1</b>	<b>相続税</b> .....	<b>20</b>
1	納税義務者と課税対象の範囲／22	
(1)	納税義務者／22	
(2)	課税財産の範囲／23	
2	課税財産／24	
(1)	本来の財産／24	
(2)	みなし財産／25	
3	相続税の課税価格／29	
(1)	分割遺産の場合の課税価格／29	
(2)	未分割遺産の場合の課税価格／30	
4	非課税財産／31	
(1)	墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの／31	
(2)	公益事業用財産／31	
(3)	個人立幼稚園等の教育用財産／31	
(4)	心身障害者共済制度による給付金／31	
(5)	相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金のうち一定額／32	
(6)	国等へ寄附した相続財産／32	
5	相続時精算課税制度の適用を受けた財産／32	
(1)	概 要／32	
(2)	適用要件等／33	
6	債務控除／33	
(1)	債務の要件／33	
(2)	債務控除の適用対象者／34	
(3)	控除金額／34	
(4)	葬式費用／34	
(5)	納税義務者別債務控除の範囲／35	
(6)	控除しない債務／36	
7	相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税の課税価格／36	
8	小規模宅地等の減額特例のあらまし／37	
9	相続税の総額／38	
10	各人の相続税額／40	
(1)	原 則／40	

(2)	2割加算	40
11	各人の納付税額	40
(1)	贈与税額控除	40
(2)	配偶者に対する相続税額の軽減	41
(3)	未成年者控除及び障害者控除	42
(4)	相次相続控除	42
(5)	外国税額控除	44
12	申告及び納付	44
(1)	期限内申告	44
(2)	納付	44
<b>2</b>	<b>贈与税</b>	<b>45</b>
1	納税義務者と課税財産の範囲	45
2	課税財産	46
(1)	本来の財産	46
(2)	みなし財産	47
(3)	非課税財産	48
3	暦年課税制度による贈与税	48
(1)	課税価格	48
(2)	贈与税の配偶者控除	49
(3)	基礎控除	50
(4)	税額計算	50
4	相続時精算課税制度による贈与税	51
(1)	制度のあらまし	51
(2)	特定贈与者	52
(3)	相続時精算課税適用者	53
(4)	課税価格の計算	53
(5)	特別控除額と税額計算	53
(6)	申告要件	53
(7)	申告及び納付	54

## 第2章 相続税申告のための資料収集と業務の進め方

<b>1</b>	<b>相続業務の進め方と事前確認事項</b>	<b>56</b>
1	来所のキッカケ	56
2	紹介者との関係の確認	57
3	相続人との最初の面接	57

- (1) 遺族全員／57
- (2) 高齢の配偶者／58
- (3) 一人の相続人／58
- (4) 数人の相続人／58
- 4 相続税の申告スケジュール／59
- 5 来所の時期／61
- 6 当初の面接時の説明／61
  - (1) 相続税課税の概要／61
  - (2) 面接時期と諸手続の期限／62
  - (3) 債務及び保証債務等の確認／62
  - (4) 未成年者等がいる場合／63
  - (5) 申告期限と納付方法／63
  - (6) 遺産総額と相続税の負担額一覧表／64
- 6 相続人全員との面接と説明／66

## **2** 相続関係の説明事項、申告資料一覧表及び契約書等……………67

- 1 被相続人関係／69
  - (1) 相続税説明事項及び申告資料一覧表／69
  - (2) 説 明／70
- 2 相続人関係／81
  - (1) 戸籍謄本、住民票等必要書類／81
  - (2) 説 明／82
  - (3) 相続欠格と廃除／84
  - (4) 相続の承認と放棄／84
  - (5) 相続人と法定相続分／85
  - (6) 未成年者／86
  - (7) 相続人が事業承継者となる場合の消費税と所得税の手続／96
  - (8) 相続人に適用がある相続税の優遇規定等／99
  - (9) 相続人と法定相続人／99
  - (10) 養子と法定相続人／102
  - (11) 法定相続分と代襲相続分／103
  - (12) 特別受益者相続分／104
  - (13) 寄 与 分／104
- 3 遺産分割協議書と申告書第11表／141
  - (1) 遺産分割に必要な書類／141
  - (2) 分割遺産・未分割遺産と申告書第11表の記載／144

- 4 財産関係書類／165
  - (1) 不動産関係／166
  - (2) 家 屋／169
  - (3) 農地・事業用資産・有価証券／171
  - (4) 有価証券, 預貯金／172
  - (5) 名義財産等についてのお願い／173
  - (6) その他の財産／175
  - (7) 債務及び葬式費用／176
  - (8) 生前贈与／177
- 5 納付の方法／178
  - (1) 延納と物納／178
  - (2) 附 帯 税／180
- 6 報酬規定／181
  - (1) 遺言信託報酬／181
  - (2) 不動産仲介手数料／182
  - (3) 税理士報酬規定／183
- 7 委任契約書／172
- 8 遺産分割のための財産別相続税負担額の計算／188
  - (1) 未分割遺産の場合／193
  - (2) 法定相続分による遺産分割で, 配偶者の税額軽減適用後の場合／195
  - (3) 小規模宅地等の減額特例として特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等を併せて選択した場合／197
  - (4) (3)のケースで, 特定居住用宅地等を長男が相続し, 配偶者が配偶者居住権としてその敷地の利用権を取得した場合／200
  - (5) 小規模宅地等の減額特例として貸家建付地のみを選択した場合／202

### 第3章 課税価格算定のための財産の評価と評価明細書の書き方

- 1** 財産の評価.....206
  - 1 時価評価の原則／206
  - 2 法定評価／208
    - (1) 地上権及び永小作権／208
    - (2) 配偶者居住権等／209
    - (3) 定期金に関する権利／213
    - (4) 立木の評価／216
  - 3 財産評価基本通達／217

- (1) 評価単位／217
- (2) 共有財産／217
- (3) 区分所有財産／217
- (4) 不動産のうちたな卸資産に該当するものの評価／218
- (5) 邦貨換算／218
- (6) 基準年利率／219
- (7) 国外財産の評価／226

**2 土地及び土地の上に存する権利**.....229

- 1 土地の評価上の区分／229
  - (1) 原則(地目別評価)／229
  - (2) 特 例／231
- 2 地目の判定時期／232
- 3 評価単位／232
  - (1) 宅地の評価単位／232
  - (2) 田及び畑／240
  - (3) 山 林／242
  - (4) 原 野／242
  - (5) 牧場及び池沼／242
  - (6) 鉱 泉 地／242
  - (7) 雑 種 地／242
- 4 取得者課税と評価単位／244
  - (1) 被相続人が一体として利用していた場合／245
  - (2) 被相続人所有地を被相続人と第三者が利用していた場合／245
- 5 地 積／246
- 6 土地の上に存する権利／247
  - (1) 地 上 権／247
  - (2) 区分地上権／247
  - (3) 永小作権／247
  - (4) 区分地上権に準ずる地役権／247
  - (5) 借 地 権／248
  - (6) 定期借地権等／248
  - (7) 耕 作 権／249
  - (8) 温 泉 権／249
  - (9) 賃 借 権／249
  - (10) 占 用 権／249

**3** 宅地及び宅地の上に存する権利の評価.....251

- 1 評価方法／251
- 2 路線価方式／252
  - (1) 意義／252
  - (2) 路線価／252
  - (3) 地区区分とその適用／257
  - (4) 画地調整／260
  - (5) 側方路線影響加算／281
  - (6) 二方路線影響加算／293
  - (7) 三方路線影響加算／296
  - (8) 四方路線に面している場合／302
  - (9) 不整形地／304
  - (10) 地積規模の大きな宅地／329
  - (11) 無道路地／334
  - (12) 間口が狭小な宅地等／339
  - (13) かけ地等を有する宅地／342
  - (14) 土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価／350
  - (15) 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価／352
- 3 倍率方式による評価／355
  - (1) 原則／355
  - (2) 画地調整／356
  - (3) 倍率方式適用上の留意点／356
- 4 その他の宅地の評価／358
  - (1) 余剰容積率の移転がある場合等の宅地の評価／358
  - (2) 私道の用に供されている宅地の評価／361
  - (3) 土地区画整理事業の施行地内にある宅地の評価／364
  - (4) 造成中の宅地の評価／365
  - (5) 農業用施設用地の評価／366
  - (6) セットバックを必要とする宅地の評価／367
  - (7) 都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価／370
  - (8) 文化財建造物である家屋の敷地の用に供される宅地の評価／373
  - (9) 利用価値が著しく低下している宅地の評価／374
  - (10) 土壌汚染地等の評価／379
- 5 貸宅地、貸家建付地と宅地の上に存する権利の評価／381
  - (1) 貸宅地の評価／382

- (2) 貸家建付地の評価／393
- (3) 区分地上権等の目的となっている貸家建付地の評価／396
- (4) 借地権の評価／403
- (5) 区分地上権の評価／415
- (6) 区分地上権に準ずる地役権の評価／416
- (7) 貸家建付借地権の評価／417
- (8) 転貸借地権の評価／417
- (9) 転借権の評価／417
- (10) 借家人の有する宅地等に対する権利の評価／417

**4 農地及び農地の上に存する権利**.....420

- 1 評価の方式と評価単位／420
  - (1) 純農地／420
  - (2) 中間農地／420
  - (3) 市街地周辺農地／420
  - (4) 市街地農地／420
  - (5) 評価単位／421
- 2 農地の分類／421
  - (1) 純農地の範囲／421
  - (2) 中間農地／421
  - (3) 市街地周辺農地／422
  - (4) 市街地農地／422
- 3 農地の評価／423
  - (1) 純農地の評価／423
  - (2) 中間農地の評価／423
  - (3) 市街地周辺農地の評価／424
  - (4) 市街地農地の評価／424
  - (5) 地積規模の大きな宅地の評価との関係／424
- 4 生産緑地の評価／427
  - (1) 課税時期において市町村長に対し買取りの申出をすることができない生産緑地に係る割合／427
  - (2) 課税時期において市町村長に対し買取りの申出が行われていた生産緑地又は買取りの申出をすることができる生産緑地に係る割合／428
- 5 農地の上に存する権利とその目的となっている農地の評価／428
  - (1) 永小作権とその目的となっている農地の評価／428
  - (2) 耕作権とその目的となっている農地の評価／429



- (3) 区分地上権とその目的となっている農地の評価／429
- (4) 区分地上権に準ずる地役権とその目的となっている農地の評価／430
- (5) 土地の上に存する権利が競合する場合の農地の評価／430
- (6) 土地の上に存する権利が競合する場合の耕作権又は永小作権の評価／431
- 6 特定市民農園用地として貸し付けられている土地の評価／431
- 5 山林及び山林の上に存する権利**.....432
  - 1 評価の方式と評価単位／432
    - (1) 純山林及び中間山林／432
    - (2) 市街地山林／432
    - (3) 評価単位／432
  - 2 純山林の評価／432
  - 3 中間山林の評価／433
  - 4 市街地山林の評価／433
  - 5 宅地比準方式を適用する市街地山林等の評価／433
  - 6 地積規模の大きな宅地の評価との関係／434
  - 7 保安林等の評価／435
  - 8 山林の上に存する権利とその目的となっている山林の評価／435
    - (1) 地上権とその目的となっている山林の評価／435
    - (2) 区分地上権とその目的となっている山林の評価／436
    - (3) 区分地上権に準ずる地役権とその目的となっている山林の評価／436
    - (4) 賃借権とその目的となっている山林の評価／437
    - (5) 土地の上に存する権利が競合する場合の山林の評価／437
    - (6) 土地の上に存する権利が競合する場合の賃借権又は地上権の評価／438
- 6 原野及び原野の上に存する権利**.....439
  - 1 評価の方式と評価単位／439
    - (1) 純原野及び中間原野／439
    - (2) 市街地原野／439
    - (3) 評価単位／439
  - 2 純原野の評価／439
  - 3 中間原野の評価／439
  - 4 市街地原野の評価／440
  - 5 地積規模の大きな宅地の評価との関係／440
  - 6 原野の上に存する権利とその目的となっている原野の評価／441
    - (1) 地上権とその目的となっている原野の評価／441
    - (2) 区分地上権とその目的となっている原野の評価／441

- (3) 区分地上権に準ずる地役権とその目的となっている原野の評価／442
- (4) 賃借権とその目的となっている原野の評価／442
- (5) 土地の上に存する権利が競合する場合の原野の評価／442
- (6) 土地の上に存する権利が競合する場合の賃借権又は地上権の評価／443

**7** 牧場及び牧場の上に存する権利.....444

**8** 鉱泉地及び鉱泉地の上に存する権利.....445

- 1 評価の方式と評価単位／445
  - (1) 評価の原則／445
  - (2) 評価の特例／445
  - (3) 評価単位／445
- 2 住宅、別荘等の鉱泉地の評価／445
- 3 温泉権が設定されている鉱泉地の評価／445
- 4 温泉権の評価／446

**9** 雑種地及び雑種地の上に存する権利.....447

- 1 評価と評価単位／447
  - (1) 評価／447
  - (2) 評価単位／448
- 2 地積規模の大きな宅地との関係／451
- 3 ゴルフ場の用に供する土地の評価／451
  - (1) 都市計画法の市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地／451
  - (2) (1)以外の地域にあるゴルフ場用地／451
- 4 遊園地等の評価／452
  - (1) ゴルフ場用地の評価方法を準用する場合／452
  - (2) 雑種地の評価方法を適用する場合／452
- 5 鉄軌道用地の評価／453
- 6 土壌汚染地の評価／453
  - (1) 原価方式／453
  - (2) 比較方式／454
  - (3) 収益還元方式／454
- 7 雑種地と貸し付けられている雑種地の評価／454
  - (1) 地上権とその目的となっている雑種地の評価／454
  - (2) 区分地上権とその目的となっている雑種地の評価／455
  - (3) 区分地上権に準ずる地役権とその目的となっている雑種地の評価／455
  - (4) 賃借権とその目的となっている雑種地の評価／456
  - (5) 土地の上に権利が競合する場合の評価／456

(6) 占有権と貸し付けられている土地の評価／457	
(7) 占有許可に基づき所有する家屋等を賃貸している場合の占有権の評価／458	
<b>10</b> 家屋，一般動産	459
1 家屋及び附属設備の評価／459	
(1) 家屋の評価／459	
(2) 建築中の家屋の評価／460	
(3) 門・塀等の附属設備等の評価／461	
(4) 貸家の評価／461	
2 構築物の評価／462	
3 果樹等及び立木の評価／462	
(1) 果樹等の評価／462	
(2) 立竹木の評価／463	
4 一般動産の評価／465	
<b>11</b> 無体財産権	466
1 特許権，実用新案権，意匠権及び商標権並びにその実施権等の評価／466	
(1) 特許権及びその実施権の意義／466	
(2) 実用新案権，意匠権及びその実施権／466	
(3) 商標権及びその使用权／467	
(4) 評 価／467	
2 著作権，出版権及び著作隣接権の評価／467	
(1) 著作権の評価／467	
(2) 出版権の評価／469	
(3) 著作隣接権の評価／469	
3 電話加入権の評価／470	
4 営業権の評価／470	
(1) 平均利益金額／470	
(2) 標準企業者報酬の額／471	
(3) 総資産価額／471	
(4) 総資産価額に乗じる利率／471	
<b>12</b> 有価証券	473
1 株式の区分／473	
2 株式評価の考え方／474	
3 上場株式等の評価／475	
(1) 上場株式の最終価格／476	
(2) 最終価格の月平均額／479	

4	取引相場のない株式／484	
	(1) 取引相場のない株式の評価の考え方と評価の手順／484	
	(2) 株主区分の判定と評価方式の確認／485	
	(3) 会社規模の判定／496	
	(4) 特定の評価会社の判定／504	
	(5) 類似業種比準方式／512	
	(6) 1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)／530	
	(7) 併用方式／552	
	(8) 株式保有特定会社の簡便方式(S1の金額+S2の金額)による評価／554	
	(9) 配当還元価額／566	
	(10) 種類株式の評価／567	
	(11) 株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正／583	
	(12) 相互保有株式の評価／584	
5	株式に関する権利／588	
	(1) 株式の割当てを受ける権利の評価／588	
	(2) 株主となる権利の評価／589	
	(3) 株式無償交付期待権の評価／589	
	(4) 配当期待権の評価／589	
	(5) ストックオプションの評価／589	
	(6) 上場新株引受権の評価／590	
6	出 資／590	
	(1) 持分会社の出資の評価／590	
	(2) 医療法人の出資の評価／592	
	(3) 農業協同組合等の出資の評価／595	
	(4) 企業組合等の出資の評価／595	
<b>13</b>	<b>利付公社債</b> .....	<b>596</b>
	1 金融商品取引所に上場されている利付公社債／596	
	2 売買参考値が公表される銘柄として選定された利付公社債／596	
	3 上記以外の利付公社債／596	
<b>14</b>	<b>個人向け国債</b> .....	<b>599</b>
<b>15</b>	<b>割引公社債</b> .....	<b>602</b>
	1 上場されている割引公社債／602	
	2 売買参考統計値として選定された割引公社債／602	
	3 その他割引公社債／602	
<b>16</b>	<b>転換社債型新株予約権付社債</b> .....	<b>605</b>

1	金融商品取引所に上場されている転換社債／605	
2	店頭転換社債として登録されている転換社債／605	
3	その他の転換社債／605	
	(1) 株式の価額が転換価格を超えない場合／605	
	(2) 株式の価額が転換価格を超える場合／605	
<b>17</b>	<b>貸付信託受益証券</b> .....	<b>608</b>
<b>18</b>	<b>証券投資信託受益証券</b> .....	<b>611</b>
1	中期国債ファンド、MMF等の日々決算型のもの／611	
2	上場されている株式投資信託／611	
3	その他／611	
<b>19</b>	<b>不動産投資信託証券</b> .....	<b>612</b>
1	概要／612	
2	評価方法／612	
	(1) 上場不動産投資信託証券／612	
	(2) 非上場の不動産投資信託証券／613	
<b>20</b>	<b>預貯金</b> .....	<b>614</b>
<b>21</b>	<b>ゴルフ会員権</b> .....	<b>616</b>
<b>22</b>	<b>生命保険契約に関する権利</b> .....	<b>617</b>
<b>23</b>	<b>定期金に関する権利</b> .....	<b>618</b>
1	定期金の給付事由の発生しているもの／618	
	(1) 有期定期金／618	
	(2) 無期定期金／618	
	(3) 終身定期金／618	
2	給付事由が発生していない定期金に関する権利／618	
<b>24</b>	<b>信託受益権</b> .....	<b>619</b>
(1)	元本と収益の受益者が同一人である場合／619	
(2)	元本と収益の受益者が元本と収益の一部を受ける場合／619	
(3)	元本の受益者と収益の受益者が異なる場合／619	
<b>【参考】日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表(平成29年分)／620</b>		

## 第4章 相続税の課税の特例制度

<b>1</b>	<b>小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例</b> .....	<b>634</b>
1	制度のあらまし／634	
2	適用対象者／636	
3	特例対象宅地等の要件／636	

- (1) 建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等であること／636
  - (2) たな卸資産等に該当しない宅地等であること／636
  - (3) 相続開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等である場合／636
  - (4) 相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等である場合／640
  - (5) 取得及び事業又は居住継続並びに所有継続要件／642
  - (6) 分割取得要件／643
- 4 小規模宅地等に該当するもの／644
- (1) 特定事業用宅地等／644
  - (2) 特定同族会社事業用宅地等／648
  - (3) 特定居住用宅地等／651
  - (4) 貸付事業用宅地等／656
  - (5) 郵政民営化に伴う特定郵便局の敷地と小規模宅地等の減額特例制度の適用／658
- 5 限度面積と減額される金額／659
- (1) 課税価格に算入する金額／659
  - (2) 配偶者居住権を取得していない場合の適用限度面積／660
  - (3) 配偶者居住権を取得した場合の各用途別相続税評価額／667
  - (4) 配偶者居住権が設定された場合の小規模宅地等の特例の限度面積／669
- 6 小規模宅地等の減額特例制度の選択判定基準／676
- 7 小規模宅地等の分割取得要件／677
- 8 特定計画山林の特例との併用適用の禁止／678
- 9 小規模宅地等の選択／678
- 10 申告要件／679
- (1) 特定事業用宅地等／679
  - (2) 特定居住用宅地等／680
  - (3) 特定同族会社事業用宅地等／680
  - (4) 貸付事業用宅地等／680
  - (5) 未分割の場合の分割見込書／681
- 11 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書の記入手順／681
- (1) 第11・11の2表の付表1「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」／681
  - (2) 第11・11の2表の付表1(別表1)「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)」／681
  - (3) 第11・11の2表の付表1(別表1の2)「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」／682
  - (4) 第11・11の2表の付表1(別表1の2)「小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書」／682
  - (5) 第11・11の2表の付表2「小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計

算明細書」／ 682

(6) 第11・11の2表の付表2の2「特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書」  
／ 682

**2** 農地等に係る相続税の納税猶予及び免除等……………729

1 農地等に係る相続税の納税猶予のあらまし／ 729

2 適用要件／ 730

(1) 被相続人／ 730

(2) 農業相続人／ 731

(3) 特例農地等／ 731

(4) 申告要件／ 731

3 相続税額の計算／ 732

(1) 課税価格の計算／ 732

(2) 相続税の総額／ 733

(3) 算出相続税額／ 733

(4) 納付税額／ 733

(5) 納税猶予税額／ 733

**3** 個人の事業用資産についての納税猶予制度……………738

1 個人の事業用資産についての納税猶予のあらまし／ 738

(1) 贈与税／ 739

(2) 相続税／ 740

2 円滑化法による認定要件／ 740

(1) 後継者の要件／ 740

(2) 先代事業者の要件／ 741

3 円滑化法の申請手続等／ 742

(1) 手続／ 742

(2) 申請書類／ 742

(3) 相続の場合の流れ／ 743

4 納税猶予制度／ 744

(1) 特例事業相続人等の要件／ 744

(2) 先代事業者等の要件／ 745

5 特定事業用資産／ 745

(1) 範囲／ 745

6 取得に係る対象期間／ 748

7 相続税における未分割資産の適用除外／ 748

8 資産保有型事業／ 749

- (1) 分母の総資産／749
- (2) 分子の特定資産／749
- (3) 特別関係者への対価等／750
- 9 資産運用型事業／750
- 10 小規模宅地等の特例との調整／750
- 11 適用除外／751
- 12 納税猶予税額の計算／751
  - (1) 通常の相続税の税額計算／751
  - (2) 特例事業相続人等の納税猶予対象税額の計算／752
- 13 申告手続／759
  - (1) 期限内申告／759
  - (2) 担保の提供／759
  - (3) 継続届出／760
- 14 猶予税額の免除と納付／760
  - (1) 全額免除／760
  - (2) 一部免除／761
  - (3) 相続税の納付／761
  - (4) 事業供用停止の場合／762

#### **4** 非上場株式等の納税猶予制度.....763

- 1 事業承継税制のあらまし／763
  - (1) 円滑化法による認定等／765
  - (2) 認定要件／766
- 2 一般措置による納税猶予の概要／773
  - (1) 相続税／773
  - (2) 一般措置における適用要件／773
  - (3) 選択に当たっての検討事項／777
  - (4) 対象非上場株式等／778
  - (5) 納税猶予の適用対象株式数／778
  - (6) 納税猶予税額の計算／780
  - (7) 申告要件と担保提供／789
  - (8) 継続届出／790
  - (9) 納税猶予税額の免除／790
  - (10) 納税猶予期限の確定／791
- 3 特例措置による納税猶予の概要／792
  - (1) 相続税／792



- (2) 特例措置における適用要件／793
- (3) 選択に当たっての検討事項(再掲)／794
- (4) 対象非上場株式等／795
- (5) 特例措置の納税猶予適用期間／796
- (6) 納税猶予の適用対象株式数(相続又は遺贈の場合)／796
- (7) 納税猶予税額の計算／797
- (8) 申告要件と担保提供／804
- (9) 継続届出／805
- (10) 納税猶予税額の免除／805
- (11) 納税猶予期限の確定／806

## 第5章 相続税申告書の作成事例

- 1** 相続税の申告書の種類と作成手順……………808
  - 1 相続税の申告書の種類／808
  - 2 相続税の申告書の添付資料／811
  - 3 申告書の作成手順／813

【参考】相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続に関するFAQ／815
- 2** 相続税の申告書記入例……………820
  - 1 被相続人の概要書の記載例／820
  - 2 相続人関係書類の記載例／822
  - 3 死亡保険金などの明細書 記載例／826
  - 4 退職手当金などの明細書 記載例／828
  - 5 遺言書の内容／830
  - 6 遺産分割協議書の内容／830
  - 7 第11表 相続税がかかる財産の明細書 記載例／834
    - (1) 第11表に記載する財産の種類，細目，利用区分，銘柄等の記載要領／834
    - (2) 第11表の記載上の留意点／835
  - 8 第11表の付表2の1，2の2 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 記載例／836
  - 9 第11表の記載例／839
  - 10 第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書 記載例／843
  - 11 第13表 債務及び葬式費用の明細書 記載例／846
  - 12 第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の計算書 記載例／849

- 13 第4表 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書 記載例／852
- 14 第15表 相続財産の種類別価額表 記載例／854
- 15 相続税の総額の計算書(第2表)の記載要領／859
- 16 相続税額の加算税額の計算書の記載要領／862
- 17 配偶者の税額軽減額の計算書(第5表)の記載要領／864
- 18 未成年者控除額・障害者控除額の計算書(第6表)の記載要領／870
- 19 相次相続控除額の計算書(第7表)の記載要領／874
- 20 相続時精算課税適用者がすでに死亡している場合／876
- 21 非上場株式等についての相続税の納税猶予(第8の2表以下)／884
- 22 第1表 相続税の申告書 記載例(特例措置選択)／888
  - 相続税の申告書(第1表・第1表続)の記載要領／893

**3** 延納と物納.....899

- 1 相続税の延納申請とその申請書の記載要領／899
  - (1) 相続税の延納の概要／899
  - (2) 延納申請のチャート／901
  - (3) 相続税の延納申請書の記載要領／901
- 2 相続税の物納制度の概要と申請書の記載要領／909
  - (1) 相続税の物納の概要／909
  - (2) 記載要領／909



# 第1章

## 相続税・贈与税の 課税のあらまし

# 1 相続税

相続税は、自然人である個人の死亡によりその死亡した者(「被相続人」といいます。)に帰属していた財産及び債務を相続、遺贈又は死因贈与により取得ないし承継した相続人等に対して、その財産を相続開始時の評価額を算定し、債務については相続開始時の現況による価額に基づく正味財産を課税標準として課税する取得者課税方式による財産税です。

相続税の納税義務者は相続、遺贈又は死因贈与により財産を取得した個人を予定しており、課税対象となる財産は、被相続人が所有していた不動産、動産、有価証券、現金預金、家庭用財産、書画骨董などの本来の財産と死亡保険金や死亡退職金など相続財産とみなされるものを対象としています。

これらの財産のうち墓地、墓石、公益事業用の財産、死亡保険金・死亡退職金のうち一定額を非課税として課税財産から除外します。この除外した財産の合計額(課税相続財産といいます。)から相続人が負担した被相続人の債務と葬式にかかった費用を控除して純資産価額を計算します。この純資産価額に相続開始からさかのぼって3年以内に被相続人から贈与を受けた財産を加算して相続税の課税価格を計算します。

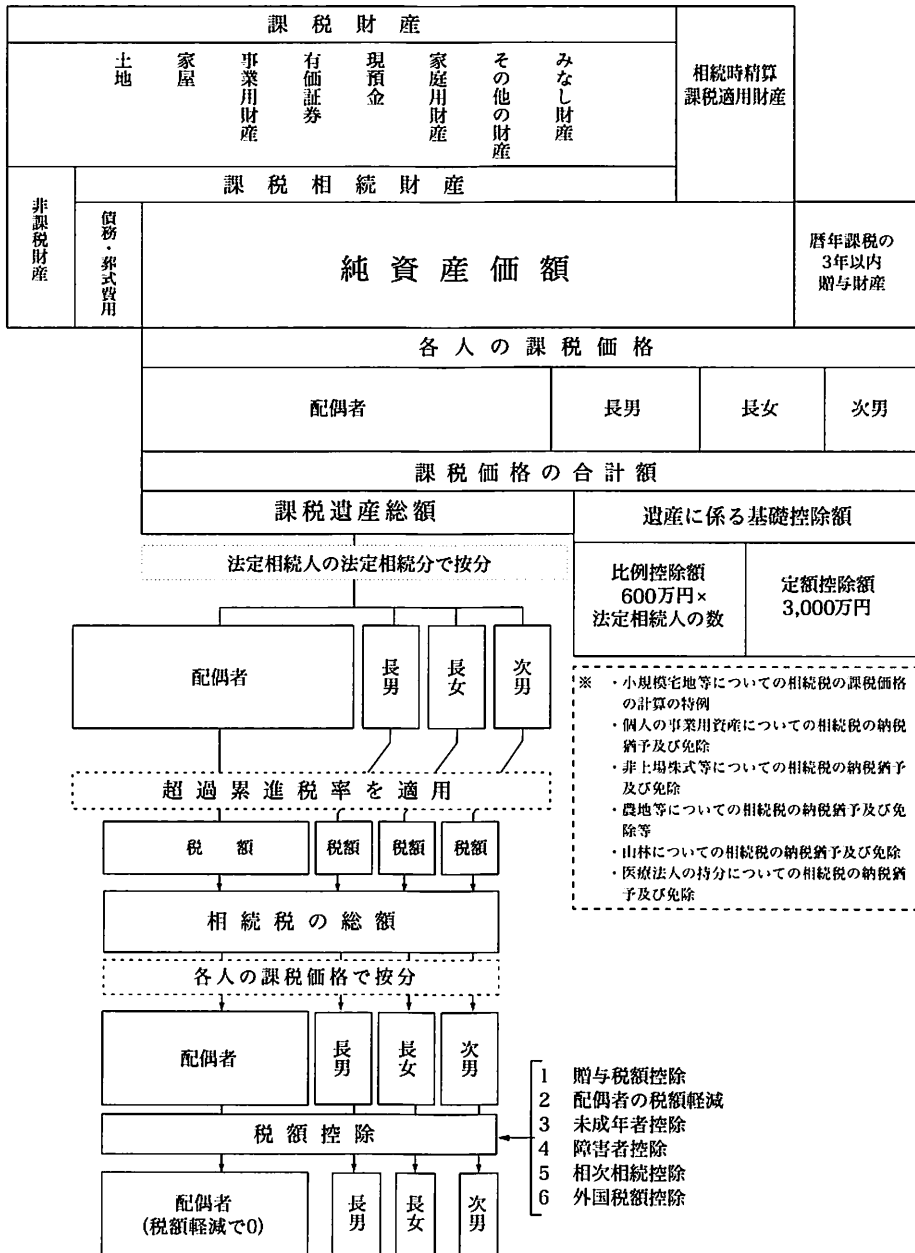
生前贈与財産について贈与税の暦年課税方式の適用を受けた場合には、この純資産価額に相続開始からさかのぼって3年以内に被相続人から贈与を受けた財産を加算して相続税の課税価格を計算します。一方、生前贈与財産について贈与税の精算課税方式の適用を受けた場合には、この純資産価額に精算課税方式の適用を受けた全ての生前贈与財産を加算して相続税の課税価格を計算します。

そして、相続、遺贈又は死因贈与により財産を取得した納税義務者が負担する相続税額は、納税義務者全員の課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した課税遺産総額を基礎として相続税の総額を計算し、相続税の総額を課税価格に応じて按分した相続税額から二重課税の排除として贈与税額控除及び外国税額控除、財産取得者の個人的事情を考慮した配偶者の税額軽減、未成年者控除並びに障害者控除及び連続課税の税負担の調整のための相次相続控除の税額控除を行ってその納付する税額を計算します。

納付する相続税額は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に所轄税務署に申告し、税額を納付することとなっています。なお、税額の納付は、原則として現金による一時納付ですが、特例として延納又は物納による納付が認められています。

相続税の基本的仕組みを図表で示すと、次のとおりです。

● 相続税の基本的な仕組み



## 1 納税義務者と課税対象の範囲(相法1の3, 2)

### (1) 納税義務者

被相続人の死亡による財産の取得原因は、民法による相続、遺贈又は死因贈与と相続税法の規定によるみなし相続又はみなし遺贈です。

これらの原因により被相続人の財産を取得した相続人又は受遺者は、相続税の納税義務者となります。この納税義務者については、基本的には次により判定します。

#### ① 財産取得者の住所が日本にある場合

その財産の取得者の住所が日本にあるときには、その国籍、住所の如何にかかわらず、その取得したすべての財産に相続税の納税義務を負うことになっています。この納税義務者を「無制限納税義務者」といいます。

#### ② 財産取得者が一時的に日本に居住している場合

被相続人の住所が日本にあるときには、原則としてその取得したすべての財産に相続税の納税義務を負いますが、被相続人が一時的に日本に居住しているときには、その取得した財産のうち日本国内にある財産について相続税の納税義務を負います。この納税義務者を「制限納税義務者」といいます。

#### ③ 財産取得者の住所が外国にある場合

その財産の取得者の住所が外国にある場合には、すべての財産に相続税の納税義務を負います。

(a) 日本国籍を有し、過去10年以内に日本に住所があるとき

(b) 日本国籍を有し、過去10年以内に日本に住所がない場合において、被相続人の住所が日本にあるとき

(c) 外国籍

#### ④ 特定納税義務者

生前贈与による財産について、相続時精算課税制度の適用を受けた相続人等がその贈与者の相続の開始により財産を取得しなかった場合であっても、その生前贈与財産について相続税の課税を受けることになっていますので、その贈与財産について相続

税の納税義務者となります。

上記の納税義務の判定を図表で示すと、次のとおりです。

被相続人 \ 相続人		国内に住所あり		国内に住所なし		
		一時 居住者 (注)	居住制限 納税義務者	日本国籍あり		日本国籍 なし
				10年以内 に住所あり	10年以内 に住所なし	
国内に住所あり						
	一時居住被相続人(注)		居住制限 納税義務者		非居住制限納税義務者	
国内に 住所 なし	10年以内に住所あり		居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者		
	外国人		居住制限 納税義務者	国内・国外 財産ともに 課税	非居住制限納税義務者	
	10年以内に住所なし				国内財産のみに課税	

(注) 出入国管理法別表第1の在留資格で滞在している者で、相続・贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

## (2) 課税財産の範囲

相続税の納税義務者となった場合の課税対象となる財産の範囲は、その取得した財産について無制限納税義務者である場合には、財産の所在にかかわらず日本と外国にある財産、制限納税義務者である場合には、日本にある財産です。

## 2 課税財産(相法3, 4, 7~9)

### (1) 本来の財産

相続税の課税財産は、被相続人が所有していた財産です。この被相続人が所有していたということについては、通常はその名義人と所有者が一致していますから被相続人の名義である財産は被相続人の財産ということになります。しかし、配偶者など親族の名義を借りて有価証券などの取引を行い、その配当金や譲渡利益を被相続人が受け取っているという場合や、親族の名義を借りて不動産や動産などを購入している場合で、名義人に贈与した事実がない場合には、名義人で判断するのではなく、誰がその原資を出したのか、誰がその財産を運用していたのか、その財産の利益は誰が受けていたのか、また実質的に誰が所有していたのか、管理していたのか、誰に処分権があったのか、という事柄を総合的に判断して被相続人の財産であるかどうか決めることとなっています。

相続税の課税対象となる財産は何かと聞かれると答に窮してしまいます。広辞苑によれば、『個人又は集団の所有する財の集合。資産。一定の目的の下に結合している経済的価値あるものの総体』を「財産」としています。『財産』を簡単明瞭にいいますと、「誰でも欲しいもの」が「プラスの財産(資産)」で、「みんなが敬遠するもの・欲しくないもの」が「マイナスの財産(債務)」ということになります。この資産と負債を総称して財産というわけです。

課税対象となる財産の基本的な項目を国税庁では次表のように示しています。国税当局が財産の基本項目を例示していることは納税者にとって1つの目安となり、申告漏れの防止や評価方法の正確な適用により正しい相続税の申告につながるものといえるでしょう。



## ● 課税対象となる財産の種類と細目

種 類	細 目
土地(土地の上に存する権利を含む。)	田, 畑, 宅地, 山林, 原野, その他の土地
家屋	家屋(構造及び用途), 構築物
事業用(農業用)財産	機械, 器具, 農機具その他の減価償却資産, 商品, 製品, 半製品, 原材料, 農産物等, 売掛金, その他の財産
有価証券	株式, 出資, 公社債, 証券投資信託, 貸付信託等
現金・預貯金	現金, 普通預金, 定期預金, 通常貯金, 定額貯金等
家庭用財産	
その他の財産	立木, 非事業用財産, 特許権等の無体財産権, 貸付金, 未収金, 書画・骨とう, 電話加入権その他

## (2) みなし財産

被相続人の死亡により取得する財産には、(1)の本来の財産のほか、民法上の相続財産には該当しませんが被相続人の死亡を原因として受領した死亡保険金、被相続人に支給されるべきであった死亡退職金など財産的利益が本来の財産利益と同じ効果をもたらすものがあります。これらの財産利益を相続税では財産とみなして課税することとしています。これらの財産をみなし相続財産といい、本来の財産に対する課税との公平を図るために相続税の課税対象としています。みなし相続財産とされるものは次のとおりです。

① 死亡保険金(相法3①一)

被相続人を被保険者とする生命保険契約に加入していた場合で、被相続人の死亡を原因として受取人が受領した死亡保険金については、被相続人の所有していた預貯金を取得した場合と同じ財産利益を受けることになることから、相続税の課税財産とみなされます。この場合に相続税の課税対象とされる金額は、死亡保険金のうち被相続人が負担していた保険料に対応する部分として次の算式により計算した金額です。

$$\text{死亡保険金額} \times \frac{\text{被相続人負担分保険料の金額}}{\text{払込保険料の全額}} = \text{取得保険金額}$$

そして、保険金受取人が相続人の場合には相続により取得したものとみなされ、相続人以外の場合には遺贈により取得したものとみなされます。

相続税では、相続人が死亡保険金を取得した場合においては、原則として死亡保険金額の合計額のうち500万円までの金額が非課税とされます。

この場合における非課税の金額は、次により計算した金額です(相法12①五)。

(a) 相続人の死亡保険金額の合計額が非課税限度額<sup>(注)</sup>以下の場合

$$\text{各相続人の死亡保険金額} = \text{非課税金額}$$

(注) 非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

(b) 相続人の死亡保険金額の合計額が非課税限度額を超える場合

$$\text{非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人の死亡保険金の額}}{\text{各相続人の死亡保険金の合計額}} = \text{非課税金額}$$

② 死亡退職金等(相法3①二)

従業員や役員として会社などに勤務していた被相続人の死亡により、遺族が会社から死亡退職金、功労金の支給を受けた場合においては、生前の退職金が預貯金等として相続税が課税されることとの均衡を図るためにその死亡退職金等は相続税の課税財産とみなされます。相続税では、相続人が死亡退職金等を取得した場合においては、死亡保険金等と同じく、死亡退職金等の合計額のうち500万円までの金額が非課税となります。

この場合における非課税の金額は、次により計算した金額です。

(a) 相続人の死亡退職金等の金額の合計額が非課税限度額<sup>(注)</sup>以下の場合

$$\text{各相続人の死亡退職金等の金額} = \text{非課税金額}$$

(注) 非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

岩下 忠吾 (いわした ちゅうご)

昭和48年 税理士登録。

日税連税制審議会専門委員長、慶應義塾大学法科大学院講師、日本税務会計学会・法律部門担当副学会長、東京税理士会会員相談室委員、早稲田大学法科大学院講師を経て、現在租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、千葉県税理士会税務研究所上席研究員、東京地方税理士会税法研究所主任研究員、岩下税理士事務所所長。

## 主な著書&CD・DVD

小規模宅地等の特例 適用可否の分岐点 (日本法令)  
ゼロから始める相続税・贈与税と財産評価 (日本法令)  
所得区分と経費性の判断 (監修・清文社)  
相続税あんしんノート (日本法令)  
相続税 資料収集・財産評価・申告書作成書式集 (日本法令・CD-ROM)  
土地評価のポイント 基礎から応用まで (日本法令・DVD)  
生前贈与の取り組み方とテクニック (日本法令・DVD)  
相続税・贈与税の相談に強くなるための基礎講座 (日本法令・DVD)  
小規模宅地等の内容と判定 (日本法令・DVD)  
基礎から実務まで取引相場のない株式の評価方法 (日本法令・DVD)  
[改訂版] 土地評価のポイント 基礎から応用まで (日本法令・DVD)  
税理士のための納税猶予による事業承継税制 基礎から実務まで (日本法令・DVD)  
税理士のための個人の事業用資産についての納税猶予制度 (日本法令・DVD)  
税理士のための相談者のケース別 相続税・贈与税の対応実務 (日本法令・DVD)  
事例にみる相続税の疑問と解説 (ぎょうせい)  
総説 相続税・贈与税 [第4版] (財経詳報社)  
総説 消費税法 [改訂版] (財経詳報社)  
[改訂版] 非上場株式の評価と承継対策 (税務経理協会)  
土地の評価計算と実務対応 (中央経済社)

## [8訂補訂版]

### 詳細 相続税

### 資料収集・財産評価・申告書作成の実務

平成21年9月20日 初版発行  
令和3年1月15日 8訂補訂初版



# 日本法令®

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者 岩下 忠吾  
発行者 青木 健次  
編集者 岩倉 春光  
印刷所 三報社印刷  
製本所 国宝社

(営業) TEL 03-6858-6967

Eメール [syuppan@horei.co.jp](mailto:syuppan@horei.co.jp)

(通販) TEL 03-6858-6966

Eメール [book.order@horei.co.jp](mailto:book.order@horei.co.jp)

(編集) FAX 03-6858-6957

Eメール [tankoubon@horei.co.jp](mailto:tankoubon@horei.co.jp)

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替え致します。

・**JCOPY** <出版者著作権管理機構 委託出版物>

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp))の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© C. Iwashita 2021. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72807-9